

## 【お詫びと訂正】 区再編ガイドブック(11月5日発行)の掲載内容の誤りと訂正版への差し替えについて

- 11月に配布した区再編ガイドブックの28ページの一部に誤りがありました。お詫びして訂正します。
- 28ページを含む二つ折り1枚(5・6・27・28ページの4ページ分)を抜き取って、本冊子(広報はままつ12月号)の次のページに挟み込んである「訂正版」に差し替えてください。

### 【訂正後】

手続き内容		取扱施設									
項目	内容	区役所	行政センター	支所			協働センター内窓口		ふれあいセンター内窓口	市民サービスセンター	
		中央・浜名・天竜	東・西・南・北	舞阪	引佐・三ヶ日	春野・佐久間・水窪・龍山	右記以外	北浜南部・浜名	右記以外	赤佐・龍山北	
税金の申告・納付・証明	固定資産課税台帳登録証明書(評価証明書・公課/課税証明書・評価通知書)の交付申請	○*6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧(写しの交付申請)	○*7	○			○					

訂正箇所：太枠内の「○」が記載されていませんでした。

## 区再編に関するお知らせ

### 2024(令和6)年1月1日、行政区が7区から3区になります！

- ◆天竜区以外の住所の区名が変わります(郵便番号・町字名・番地は変わりません)。
- ◆公共機関などへの住所変更手続きは、希望する場合を除き、ほとんどの場合必要ありません。
- ◆行政区の再編について、再編前後の町字名対応表やQ&Aなど詳しくは区再編ガイドブック(広報はままつ11月号と同時配布)や市ホームページでお知らせしています。



区再編ガイドブック 市ホームページ



市HP▶ 区再編 検索

問合せ:区再編推進事業本部

☎457-2123

HP	相談窓口	場所	電話番号	対象地区
12月31日まで 1月1日から 詳細はホームページで確認 地域包括支援センター三方原 検索	地域包括支援センター三方原	北区新都田五丁目12番21号	☎428-6333	三方原地区 都田地区 新都田地区
	地域包括支援センター三方原	中央区東三方町239番地 ケアホーム三方原内	☎439-5000	三方原地区
	地域包括支援センター三方原支所(サテライト都田・新都田)	浜名区新都田五丁目12番21号	☎428-6333	都田地区 新都田地区

地域包括支援センター三方原を移転し、同センターがあった場所に支所(サテライト都田・新都田)を設置します。  
 ※1月1日(月)以降、三方原地区の人は相談窓口の場所と電話番号が、都田・新都田地区の人は相談窓口の名称が変わります

地域包括支援センター三方原の  
相談窓口が変わります

高齢者福祉課  
☎457・2361

知  
つ  
ト  
ク  
情  
報

区再編に伴う気象庁の情報  
について

危機管理課  
☎457・2537

気象庁の各種防災気象情報、気象庁ホームページなどについては、1月10日(水)から新区に対応した情報となる予定です。1月1日(月)～10日(水)までの間は、気象庁からの情報の一部は旧区として発表されますので、この期間は新区に読み替えてください。

※気象庁ホームページの「雨雲の動き」や「推計震度分布図」は、1月10日(水)まで旧区分の表示となります

※気象警報・注意報の発表に用いる区域である「浜松市北部」と「浜松市南部」は変更ありません。北部は天竜区、南部は天竜区を除く地域です

問合せ 静岡地方気象台

☎054・286・3521

詳細は市ホームページで確認  
市HP▶ 気象庁の情報 検索

街区表示板の区名変更作業の実施

文書行政課  
☎457・2246

市から委託を受けた事業者が、1月以降、住居表示実施区域に設置している街区表示板の区名部分に新区の区名シールを貼付します(一部の住居表示実施区域を除く)。設置場所が私有地の場合は、土地の所有者または管理者に声を掛けてから作業を行います。

詳細は市ホームページで確認  
市HP▶ 街区表示板 検索

### 償却資産の申告

資産税課  
☎457・2156



事業を営む法人や個人は、毎年1月1日現在の償却資産所有状況を申告する必要があります。

#### 《区再編に伴う注意事項》

2024(令和6)年度の申告から新しい区ごとに申告してください。

#### 《申告が必要な資産》

パソコン、エアコン、ビニールハウス、共同住宅の外構工事、舗装路面、大型特殊自動車、太陽光発電設備、旋盤などの減価償却資産

#### 《提出方法》

**持参** 元目分庁舎資産税課、本庁舎税務総務課、区役所区民生活課(東・西・南・浜北区)、区役所税務担当グループ(北・天竜区)、協働センター(引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山)へ

#### 郵送

資産税課へ  
期限 1月31日(水)消印有効

←詳細は市ホームページで確認

#### 市HP

▼償却資産の申告

検索

### 広報はままつ編集室の こぼればなし

(ウェブ限定記事)  
紙面上では伝えきれなかった情報などを、編集メンバーが毎月お届けします!

見てね♪



HP▶ 浜松市公式note 検索

### 職員募集



#### 会計年度任用職員(消防局)

消防総務課

☎475・7523



**内容** 一般事務および消防広報業務(消防音楽隊員として楽器演奏およびカラーガード演技に従事)

**資格** 高校吹奏楽程度の演奏経験者(木管楽器、コントラバスのいずれか)

**定員** 若干名

**選考** 1月26日(金)

**任用** 4月1日(月)(週30時間勤務)

**申込** 直接または郵送で消防総務課へ

【1月12日(金)必着】

←詳細は市ホームページで確認

市HP▶ 会計年度任用職員 検索

人事課

☎457・2081

←詳細は市ホームページで確認

市HP▶ 会計年度任用職員 検索

会計年度任用職員(証明発行等業務)

内容 区民生活課、協働センター、市の機関および施設などでの業務

**定員** 30人程度

**選考** 1月20日(土)予定

**任用** 4月1日(月)以降

**申込** 直接または郵送で人事課へ

【12月26日(火)消印有効】

←詳細は市ホームページで確認

市HP▶ 会計年度任用職員 検索

#### 会計年度任用職員(介護認定調査員)

介護保険課

☎457・2861



**任用** 3月以降

**勤務** 中区・西区・南区長寿保険課

**申込** 直接または郵送で介護保険課へ

【12月26日(火)必着】

←詳細は市ホームページで確認

市HP▶ 会計年度任用職員 検索

教育支援課

☎457・2428



**会計年度任用職員(スクールカウンセラー)**

**内容** 児童生徒および保護者へのカウンセリングなど

**資格** 臨床心理士・公認心理師の資格取得者または資格取得見込みの人

**任用** 4月1日(月)以降

**勤務** 市立の小・中・高等学校

**申込** 直接または郵送で教育支援課へ

【1月12日(金)必着】

←詳細は市ホームページで確認

市HP▶ 会計年度任用職員 検索

介護認定調査員

☎457・2261



**市税は**

**口座振替**

**はしよう!**

【問い合わせ先】税務総務課 ☎457-2261

市ホームページからも申し込みできます▶

あんしん! かくじつ! べんり!

市税は

口座振替

はしよう!

【問い合わせ先】税務総務課 ☎457-2261

広告 ※ 広告内容に関する一切の責任は、広告主に帰属します。浜松市が推奨するものではありません。

**職員募集**



**会計年度任用職員(資格職等)**

人事課  
☎457・2081



業務内容	
①高齢者福祉課での保健師業務	④動物愛護教育センターでの動物愛護業務および狂犬病予防法関係業務
②中区・南区・北区・天竜区健康づくり課での保健師業務	⑤収納対策課での税務相談業務(ポルトガル語の通訳・翻訳業務)
③中区生活福祉課でのケースワーカー補助業務	⑥本庁、各区役所での事務・小中学校での学校事務(身体・精神の障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人)

**定員** 若干名  
**選考** ①～④1月9日(火)、⑤1月12日(金)、⑥1月15日(月)

**任用** 2月以降。任期は最長5年(週30時間勤務)

**申込** 直接または郵送で人事課へ  
【12月26日(火)消印有効】

市HP 詳細は市ホームページで確認  
会計年度任用職員 検索

**会計年度任用職員(看護師)**

教育支援課

☎457・2428



**内容** 市立小・中学校での医療的ケア児童生徒看護師業務など

**資格** 看護師免許

**任用** 4月1日(月)以降(週19時間勤務または週30時間勤務)

※週19時間勤務の場合、原則として平日の8時～16時30分までの間で3～4時間程度

**申込** 直接または郵送で教育支援課へ  
【1月12日(金)必着】

市HP 詳細は市ホームページで確認  
会計年度任用職員 検索

**会計年度任用職員(心理相談員)**

教育支援課

☎457・2428



**内容** 心理状態や病状の見極めを必要とする相談や心理検査

**資格** 臨床心理の資格を有し、かつ5年以上の心理臨床経験を有する人

**定員** 1人  
**任用** 4月1日(月)以降(週15時間勤務)

**勤務** 教育支援課  
**申込** 直接または郵送で教育支援課へ  
【1月12日(金)必着】

市HP 詳細は市ホームページで確認  
会計年度任用職員 検索

**お知らせ**



**浜松市役所インターンシップ(冬)**

人事委員会事務局  
☎457・2201



**時期** 2月

**対象** 短大・大学・大学院などの学生

※受入期間・日程・人数・対象・内容などは、受入課により異なります

**申込** ホームページ申込フォームから  
【1月4日(木)締切】

市HP 詳細は市ホームページで確認  
インターンシップ 検索

**学校給食センター給食用物資納入業者登録申請書の受付**

健康安全課

☎457・2422



**条件** ①学校給食センターの納入希望必要量を満たす経営規模や供給能力で、衛生状況などが良好な業者であること

②2024(令和6)年4月から1年間供給できること

**申込** 直接または郵送でいずれかの学校給食センター(浜北、天竜雄踏、引佐、春野)へ

【1月4日(木)～31日(水)必着】

※申請書は各学校給食センターで配布

市HP 詳細は市ホームページで確認  
学校給食センター 検索

【広告】※ 広告内容に関する一切の責任は、広告主に帰属します。浜松市が推奨するものではありません。



### 水道管の凍結に注意してください

お客さまサービス課

☎474・7916



比較的温暖な気候の浜松でも、水道管が凍ることがあります。寒い時期を迎えるにあたり水道管凍結への備えをお願いします。

#### 【特に凍結しやすい場所】

屋外にある水道管、給湯器、ボイラーなど。

#### 【凍結の予防】

水道管に保温材を巻く。蛇口から少量の水を出しておく。

#### 【水道管が凍結してしまったら】

凍って水が出ない場合  
溶けるまで待つ。ぬるま湯をかける。破裂した場合

①止水栓を閉め、ビニールテープなどを巻く。②水道工事店へ修理を依頼する。

←詳細は市ホームページで確認

市HP ▼ 水道管凍結防止



### 野焼きはやめましょう

環境保全課

☎453・6170



野焼きは原則禁止されています。知らない間に付近の住民に迷惑を掛けているかもしれません。農業、林業を営むためにやむを得ず焼却する場合も、苦情がある場合には、焼却を中止していただくことがあります。

←詳細は市ホームページで確認

市HP ▼ 野焼き



### 宅地の用途変更・家屋取り壊しの連絡をしてください

資産税課

☎457・2155

#### 《宅地の用途変更》

所有する宅地が2024(令和6)年1月1日(月)現在で、①宅地の用途が、住宅用地(居住部分の床面積割合が4分の1以上ある家屋の敷地)に変わっている場合、②宅地の用途が、住宅用地以外(店舗・事務所・工場などの敷地)に変わっている場合

←詳細は市ホームページで確認

市HP ▼ 宅地用途変更(固定資産税)



#### 《家屋の取り壊し》

所有する家屋を2024(令和6)年1月1日(月)までに取り壊した場合  
期限 1月12日(金)

←詳細は市ホームページで確認

市HP ▼ 家屋取り壊し



### 令和5・6年度の入札参加資格審査申請の追加審査

調達課

☎457・2173



期間 2月1日(木)～15日(木)(9時30分～16時)  
場所 調達課(市役所北館5階)  
対象 市の入札などに参加を希望する者

←詳細は市ホームページで確認

市HP ▼ 入札参加資格審査申請情報



### はままつ文化芸術活動助成事業 令和6年度第1回募集

文化振興財団

☎451・1131



自ら企画運営する創造的な文化芸術活動で、その成果が浜松の文化に還元される活動に対して上限10万円の助成および支援を行います。

#### 《対象事業期間》

4月1日(月)～2025(令和7)年3月31日(月)

申込 申請書・必須書類をEメールまたは郵送で文化振興財団へ

【1月4日(木)～31日(水)必着】

←詳細はホームページで確認

HP ▼ はままつ文化芸術活動助成事業



### 監査結果の閲覧

監査事務局

☎457・2391



税金が正しく、また効率的に使われているか、予算の執行や契約などの財務に関する事務を中心に、行政事務全般にわたる監査を行っています。11月公表の報告書には、6月～9月までにを行った監査の結果を掲載しています。

※詳しくは、監査事務局(市役所本館8階)へ

※市政情報室(市役所北館2階)、区役所、一部の協働センター(舞阪、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山)、図書館で閲覧できます

←詳細は市ホームページで確認

市HP ▼ 監査結果



広告 ※ 広告内容に関する一切の責任は、広告主に帰属します。浜松市が推奨するものではありません。